

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市大字是川字金ヶ坂18番地

氏名 第一清掃株式会社 代表取締役 榎 純哉
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 6月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 5月 31日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・動物の死体
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 6月 1日 当初許可

(以下、裏面記載)

平成23年 6月 1日 更新許可
平成28年 6月 1日 更新許可
令和 3年 6月 1日 更新許可
令和 5年 6月 9日 変更届書受理（代表者を石橋忠二郎から変更したこと。）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白